

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日發行
(当該休日は、
當日がと日
の翌日)

鳥取県知事 石破二朗
療養取扱機関名 所在地 受理年月日
渡辺内科医院 米子市上福原字北浜温泉一、 昭和四十年十月二十三日
八三九ノ六

鳥取県告示第六百五十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年十二月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名 所在地 申出の受理の年月日
日本海薬品株式会社 鳥取市吉方七八七番地 昭和四十年十一月十三日

鳥取県告示第六百五十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月二十一日

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十年十二月二十一日

3 昭和40年12月21日

火曜日 烏取県

公 報

	1	受験資格
"	1、	高木 敬二
"	1、	大橋 清秀
"	1、	本池 光雄
"	1、	村上つたす
農園業	1	大二
		十五
鳥取県知事第六百六十一号		
昭和41年1月17日現在において年令18才以上で、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号又は第13号に規定する営業若しは乾ふぐ製造営業に2年以上従事している者		
國民健康保険法（昭和31年法律第百九十一号）第11十九条第11項の規定により同法同條第1項に規定する登録があつたもののみなわぬるを療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に關する政令（昭和31年政令第31百六十一号）第九条の規定による、次のとある旨とする。		
昭和四十年十一月一十一日		
鳥取県知事 石 破 11 盛		
登録の記印及び監印 氏 名 登 錄 の 年 月 日		
鳥園医 1、171 中尾 武久 昭和四十年十一月 十六日		
" 1、1711 久場 兼功 " 11十九日		
公 告		
ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。		
昭和40年12月21日		
鳥取県知事 石 破 二 朗		

所長の証明書

イ ふぐ調理師試験

第3694号

00206

報公職取戸曜火日曜

昭和40年12月21日

米子、根雨保健所管内の受験者
米子市錦町 鳥取県立米子西高等学校

イ ふぐ調理師試験

(ア) 履歴書(写真(名刺型、正面、脱帽、上半身のもので最近6月以内に撮影したもの)

イ ふぐ調理師免許証の写し

3 試験実施期日

(1) 筆記試験

昭和41年1月17日午後1時から午後4時まで

(2) 実地試験

昭和41年1月21日午前10時から(鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内受験者)

4 試験場所

(1) 筆記試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者

鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市角盤町2丁目 米子保健所

(2) 実地試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者

鳥取市西町 鳥取家政高等学校

5 試験科目

(1) ふぐ処理師試験
ア 衛生関係法規イ 公衆衛生学
ウ 食品衛生学(2) ふぐ調理師試験
ア 衛生関係法規イ ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
ウ ふぐ調理の実地(毒性臟器の鑑別を含む。)

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙受験願書の収入を紙証はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

(1) 筆記試験 受験票、筆記用具及び上ぞうり
(2) 実地試験 受験票、白衣、庖丁、耐水性のはきもの及び白帽又は三角巾

8 合格者の発表

実地試験終了後1週間以内に所轄保健所に提示する。